

平成 24 年度再生可能エネルギー等導入推進基金（グリーンニューディール基金） 対象事業の考え方

	事業実施主体	補助率	事業内容	補助対象となる内容	備考
地域資源活用詳細調査事業	都道府県・指定都市	定額（10/10）	災害に強い自立・分散型エネルギーシステムを導入し、環境先進地域（エコタウン）を構築することを目的として、地域の防災拠点等に再生可能エネルギー等を導入するために必要な事業計画の策定や調査、調整等を実施する事業	自治体が自ら実施する事業で、「公共施設再生可能エネルギー等導入推進事業」「民間施設再生可能エネルギー等導入推進事業」「風力・地熱発電事業等導入支援事業」を実施するために必要な事業の調査及び調査に附帯して必要な自治体の事務費（旅費・謝金・賃金等）	○ポテンシャル調査のようなものは対象外
公共施設再生可能エネルギー等導入推進事業	①都道府県・指定都市 ②都道府県→市町村※ ※一部事務組合及び広域連合を含む。	定額（10/10）	地方公共団体が所有する公共施設等であって、地域の防災拠点や災害時等に地域住民の生活等に不可欠な都市機能を維持することが必要な施設等において、再生可能エネルギー等を導入する事業	【再生可能エネルギー等の例示】 再生可能エネルギーを例示すると、①太陽光、②風力、③小水力、④地中熱、⑤廃熱や地熱等、⑥バイオマス、⑦その他（太陽熱、雪氷熱等）、再生可能エネルギーに付帯するものとして、⑧蓄電池、⑨街路灯・道路灯（ただし、再生可能エネルギーや蓄電池を併設したLED街路灯や調光機能を有するLED等長寿命の街路灯に限る）、⑩屋内高所照明（点灯時に大きな電圧が必要な水銀灯をLED灯等長寿命の照明に更新する場合に限る）、⑪その他（燃料電池等） 【公共施設等の例示】 地方公共団体が所有する公共施設等であって、耐震性を有すると判断できる建築物等のうち、以下に例示する施設 ①社会福祉施設、②庁舎、③県民会館・公民館、④体育館、⑤診療施設、⑥警察本部・警察署等、⑦消防本部・消防署等、⑧下水道施設、⑨上水道施設、⑩清掃工場、⑪学校、⑫公園 【耐震性を有しているかどうかの参考情報（消防庁資料より）】 ○昭和56年6月1日以降の建築確認を得て建築された建築物 ○昭和56年5月31日以前の建築確認を得て建築された建築物のうち、耐震診断の結果「耐震性を有する」と診断された建築物 ○耐震改修整備を実施した建築物	○技術開発や実証事業は対象外 ○基金を活用して導入して発電した電気は専ら自家消費に限る。 ○余剰電力の逆潮は対象として差し支えない。
民間施設再生可能エネルギー等導入推進事業	都道府県・指定都市→民間事業者	特定被災地方公共団体 1/2 その他 1/3 又は利子補給	都道府県・指定都市が補助又は利子補給（地方公共団体が制度融資をするものに限る。）により実施する事業であって、地域住民をはじめとした不特定多数の人が利用するなど、災害時等において地域の防災拠点となりえる施設において、再生可能エネルギー等を導入する事業	【再生可能エネルギー等の例示】 再生可能エネルギーを例示すると、①太陽光、②風力、③小水力、④地中熱、⑤廃熱や地熱等、⑥バイオマス、⑦その他（太陽熱、雪氷熱等）、再生可能エネルギーに付帯するものとして、⑧蓄電池、⑨街路灯・道路灯（ただし、再生可能エネルギーや蓄電池を併設したLED街路灯や調光機能を有するLED等長寿命の街路灯に限る）、⑩屋内高所照明（点灯時に大きな電圧が必要な水銀灯をLED灯等長寿命の照明に更新する場合に限る）、⑪その他（燃料電池等） 【対象となる施設の例示】 ①医療施設、②公共交通機関の施設（駅舎等）、③私立大学、④宿泊等施設（ただし、災害時等に避難所等になり得るものに限る、⑤⑥も同様）、⑤コンビニ、⑥福祉避難所等 ※耐震性を有しているかの参考情報は公共施設と同じ。 【買取制度との関係】 基金を活用して導入して発電した電気は専ら自家消費に限る。買取制度による売電をする場合には利子補給によるものとし、補助の対象外。ただし、余剰電力の逆潮は対象として差し支えない。	○技術開発や実証事業は対象外
風力・地熱発電事業等導入支援事業	都道府県・指定都市→民間事業者	補助率 1/2 又は利子補給 ○地熱事業における電磁探査・試掘に係る事業は補助、それ以外は利子補給	都道府県・指定都市が補助又は利子補給（地方公共団体が制度融資をするものに限る。）により実施する事業であって、風力発電設備や地熱発電設備等を導入する事業	【事業メニューの詳細】 ①風力発電設備設置事業 ②地熱発電設備設置のための探査事業 ③地熱発電設備設置事業 【買取制度との関係】 利子補給を受けて導入した発電設備に係る電気は電力会社への売電をして差し支えない。	